

●臨時的任用職員●

公開日	令和7年1月22日水曜日
職 種	臨時的任用職員(病休代替職員:実習助手)
人 数	1名
報酬等 (見込)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給料(月額、教職調整額を含む) 199,319円～351,680円 ※給料は上記の範囲内で、経験年数等を考慮し決定</li> <li>○地域手当 給料、扶養手当の月額合計額に支給割合(3.2%)を乗じて算定</li> <li>○教員特別手当 経験年数等によって決定された号給に基づき算定</li> <li>○通勤手当(片道通勤距離2km以上が支給対象) <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車等による通勤の場合 月額30,700円を上限に、通勤距離に応じた額を支給</li> <li>・公共交通機関利用の場合 最も長い期間の定期券等の額等を実費至急</li> </ul> </li> <li>○その他諸手当 所定の要件を満たす場合に、扶養手当、住居手当を支給</li> <li>○期末手当・勤勉手当 基準日(6月1日及び12月1日)における在職期間等に応じて支給</li> <li>○退職手当 勤続期間が6ヵ月未満の場合は支給なし</li> </ul>
雇用期間	令和7年4月1日～令和7年8月31日
勤務時間	<p>月から金曜日の週5日間勤務。 勤務時間8:20～16:50(休憩時間:12:45～13:00、15:00～15:30、長期休業中の休憩時間:12:15～13:00) ※ただし、学校行事等で土・日・祝日に勤務する場合があります。</p>
勤務場所	香川県立香川丸亀支援学校(丸亀市飯野町東分597番地1)
加入保険	<p>公立学校教員共済組合(短期給付) 厚生年金保険 公務上及び通勤途上の災害については、地方公務員法災害補償法の適用あり ※雇用保険の適用なし</p>
問合せ先	香川県立香川丸亀支援学校 TEL:0877(24)1215 担当:教頭 榎並 浩
募集期間	令和7年1月20日(月)～令和7年2月14日(金)
備 考	

・香川県教育委員会により、地方公務員法第22条の3に規定する「臨時的任用の病休代替職員(実習助手)」として任用されます。

・次の地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

・特別支援学校(知的障害)で、生徒の授業補助や支援、教職員の補助、スクールバスの添乗を行います。

・小学校、中学校、高等学校いずれかの教員免許状を保持している方。

・学校や福祉施設等での勤務経験や、障害児・者に接した経験がある方を歓迎します。

- ・パソコンの基本操作(ワード・エクセル)ができること。
- ・必ずハローワークを通じて応募してください。
- ・応募多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。
- ・面接及び書類による選考を行います。面接の時間等については、応募後、電話にてご連絡いたします。